

ルネッサながと

(山口県民芸術文化ホールながと・ながと総合体育館)

参考資料

令和2年9月

長門市経済観光部 観光政策課

(1) 使用申込等の基準

利用の手引き

施設利用申込期間

山口県民芸術文化ホールなごと	劇 場	文化活動の使用 練習のための使用 文化活動以外の使用	使用日の1年前から1週間前まで 使用日の1年前から1週間前まで 使用日の1年前から1週間前まで
	リハーサル室	営利又は宣伝を目的としない使用 営利又は宣伝を目的とした使用	使用日の1年前から当日まで 使用日の1年前から当日まで
	文化情報 ギャラリー	営利又は宣伝を目的としない使用 営利又は宣伝を目的とした使用	使用日の1年前から当日まで 使用日の1年前から当日まで
	会議室	営利又は宣伝を目的としない使用 営利又は宣伝を目的とした使用	使用日の1年前から当日まで 使用日の1年前から当日まで
	楽 屋 主催者控室	劇場との併用 その他の使用	劇場の申込受付期間と同一期間 館長が適当と認める期間
なごと総合体育館	アリーナ	各種大会、行事等のための使用 その他の営利を目的とした使用 その他の使用	使用日の1年前から当日まで 使用日の3ヶ月前から当日まで 使用日の3ヶ月前から当日まで ただし、土・日・祝祭日以外で17時までの使用は6ヶ月前から当日まで
	軽運動室	各種大会、行事等のための使用 その他の営利を目的とした使用 その他の使用	使用日の1年前から当日まで 使用日の3ヶ月前から当日まで 使用日の3ヶ月前から当日まで
	選手控室 放送室	アリーナとの併用 その他の使用	アリーナの申込受付期間と同一期間 使用日の当日まで
	トレーニング室	アリーナとの併用	使用とする日の1ヶ月前まで

※トレーニング室は、小学4年生以下の使用はできません。

また、小学5年生から中学生までは、保護者または指導者等の同伴が必要です。

※アリーナ・軽運動室等で中学生以下の児童等が主となり施設及び器具を使用する場合は、保護者等の同伴が必要となります。

利用料金の減免・割引

次の場合は、利用料金の減免・割引の対象となります。詳細は、事務所窓口へお問い合わせ下さい。

(1) 減免

山口県民芸術文化ホールなごと（劇場、リハーサル室、会議室、文化情報ギャラリー）

①児童、生徒若しくは学生が使用する場合

②文化の振興を目的とする公共的団体が営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する場
合(県内所在の公益法人、NPO法人等の使用)

③練習又は準備のために使用する場合

- ④文化及びスポーツの振興を目的とし営利若しくは宣伝を目的としない以下の使用
 - ・長門文化協会、油谷の文化を高める会、三隅文化団体連絡協議会、長門市体育協会が使用
 - ・障害者手帳所持者の使用、幼稚園又は保育園の幼児が教育上使用、県内市町が主催・共催・後援して使用
- ⑤山口県（教委含む）、長門市（教委含む）が主催・共催・後援して使用

ながと総合体育館（アリーナ、軽運動室等）

- ①長門市又は長門市教育委員会が使用する場合
- ②長門市内の児童、生徒若しくは学生が使用する場合
- ③長門市内に設置された文化若しくはスポーツの振興を目的とする団体が営利若しくは宣伝を目的とせず、かつ、入場料を徴収しないで使用する場合
- ④長門市若しくは長門市教育委員会の後援を得て使用する場合
- ⑤準備のために使用する場合
- ⑥公益上特に必要があると認めるとき、その他特別な理由があると認める以下の使用
 - ・障害者手帳所持者の使用、山口県（教委含む）が主催・共催・後援して使用
 - ・長門文化協会、油谷の文化を高める会、三隅文化団体連絡協議会、長門市体育協会が使用
 - ・長門市内の幼稚園、保育園の園児が教育上使用

（2）各種割引

- 文化活動割引.....県内文化団体が文化活動で使用する場合、設備器具使用料を1割引
- 複数年利用割引.....複数年継続して劇場を文化活動で使用する場合は、使用料を2割引
-幼児・児童・生徒が劇場を利用する場合、設備器具使用料を5割引
- 連続使用割引.....劇場・文化情報ギャラリーを連続して利用する場合で、利用しない夜間時間帯の利用料を免除
-楽屋を劇場と同時に利用する場合は、使用料を5割引

使用当日までの流れ

1	問合せ	来館あるいは電話により施設の空き状況をご確認下さい。
2	使用の申し込み	所定の「施設使用許可申請書」により申請して下さい。 ご利用施設により、申込受付期間が異なりますのでご注意下さい。
3	使用許可証・利用料金請求書の発行	使用許可に伴い、施設の使用に係る料金を請求させていただきます。
4	施設利用料金の納入	<許可日から20日以内又は使用日のいずれか早い日> 利用料金の納入方法は、現金払いまたは指定銀行への口座振込でお願いします。
5	打ち合わせ、下見等 (特に劇場利用の場合)	<使用日の2ヶ月から20日前頃> 事前にご都合の良い日をご連絡下さい。調整の上、打ち合わせ日時を決めさせていただきます。

6	使用当日	来場時、使用許可書を事務局にご提示下さい。 設備及び器具の使用料金の精算を利用終了時間までに現金でお済ませ下さい。
---	------	--

①利用の申し込み

1 問い合わせ

施設の空き状況は、事前に電話等でご確認下さい。

2 使用できる時間（開館時間）

施設を使用できる時間は、〈9時から22時まで〉です。準備や片付けの時間もこれに含まれます。

ただし、市レベル以上の大会に限り〈8時から〉の使用を認めます。

3 連続使用期間

施設を連続して使用できる期間は〈14日以内〉です。

ただし、文化情報ギャラリーは〈1ヶ月〉、トレーニング室は〈1日以内〉です。

4 受付時間

- ・所定の使用許可申請書によりお申し込み下さい。
 - ・申請書の受付時間は、〈9時から22時まで〉で、開館日以外の受付は出来ません。ただし、リハーサル室、会議室の当日使用の受付は、〈9時から17時まで〉です。
- ◎休館日 12月29日～1月3日** ※設備保守点検などにより、臨時に休館する場合があります。

5 受付の順位

重複する申し込みがあった場合は、原則として先着順とします。

提出する書類	提出を要する場合
使用許可申請書（施設）	新規申請。追加申請。
利用料金減免申請書	施設利用料金の減免を申請する場合。
誓約書（様式1）	ルネッサながと内において物品の販売又は展示をする場合。
誓約書（様式2）	営利又は宣伝を目的とする使用の場合。
飲食届出書	所定の場所（大中小会議室、アリーナ客席）以外で飲食をする場合。

②使用許可証・利用料金請求書の発行

1 目的外使用の禁止

使用許可を受けた施設や設備等を使用目的以外に使用したり、使用权の譲渡はできません。

2 使用許可の基準

次の場合には、施設の使用を許可できません。また、すでに許可している場合でも使用許可を取り消し、また使用許可の条件を変更することがあります。

- (1) 山口県民芸術文化ホールながと（劇場、リハーサル室、会議室、文化情報ギャラリー）
○公益を害する恐れがあると認められるとき。

○ 県民芸術文化ホールの管理上支障があると認められるとき。

(2) ながと総合体育館（アリーナ、軽運動室等）

- 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- 施設又は附属設備器具を滅失し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- 管理上支障があると認められるとき。

3 使用許可証の提示

施設利用当日、事務所窓口で使用許可証を提示していただくこととなりますので、当日忘れずにお持ち下さい。

③施設利用料金の納入

1 料金の納入方法

利用料金の納入方法は、現金払い又は指定銀行への口座振込でお願いします。

2 納入期限

- ・ 許可日から20日以内又は使用日のいずれか早い日です。納入された利用料金は、原則としてお返しいたしません。
- ・ 舞台設備、器具及び電気設備等の使用にかかる料金の支払いは、使用当日にお願いします。
- ・ 納入期限が使用当日の場合は、必ず使用前にお支払いをお済ませ下さい。

3 使用内容を変更する場合

使用許可を受けた後に申請内容と異なる使用をするときは、使用許可証を添えて所定の「許可事項変更申請書」により申請して下さい。

4 使用を取りやめる場合

使用許可書を添えて、所定の「使用廃止届」を提出して下さい。

この場合、すでに納入した利用料金は原則としてお返しいたしません。

ただし、次の場合は申請書の提出により利用料金を還付いたします。（印鑑が必要です）

(1) 山口県民芸術文化ホールながと

- ・ 天災等使用者の責めに帰すことができない理由により使用できない場合・・・全額
- ・ 使用日の6ヶ月前までに許可事項の変更又は使用の取消を申し出た場合・・・全額
- ・ 使用日の1ヶ月前までに許可事項の変更又は使用の取消を申し出た場合・・・5割

(2) ながと総合体育館

- ・ 天災等使用者の責めに帰すことができない理由により使用できない場合・・・全額
- ・ 使用日の3ヶ月前までに許可事項の変更又は使用の取消を申し出た場合・・・全額
- ・ 使用日の1ヶ月前までに許可事項の変更又は使用の取消を申し出た場合・・・5割

④打ち合わせ、下見等（特に劇場利用の場合）

打ち合わせ等に来館されるときは、事前にご連絡の上、お越し下さい。

急なご来館による打ち合わせ、下見等の申出は、ご希望に添えない場合があります。

1 打合せの時期

使用日の2ヶ月から20日前までを目安にご連絡下さい。

2 ご用意いただくもの

施設指定の提出書類、公演の資料。

3 施設内制限事項

次の事項は、事前に職員に相談し、所定の届出をして下さい。

ただし、内容によっては、使用の制限または禁止をすることがあります。

- 火気、スモークマシンなどの使用。
- 所定の場所（会議室・アリーナ客席）以外での飲食。
- 物品の販売・陳列、広告類の掲示、チラシ配布、寄付等の募集行為。
- ピアノ使用時における調律等の取扱い。
- 個人で記録・使用される場合以外の撮影、録画、録音。
- テレビ・ラジオの中継、収録。
- 舞台関係業者による乗り込み、操作や舞台演出道具、その他装置等外部からの持込使用。
- 高電圧電源を必要とする機器の使用、レーザー光線の使用。
- 大量の水の使用。
- その他施設の指定する事項。

⑤使用当日

1 施設使用者遵守事項

施設を使用する際、次の事項を必ずお守り下さい。

- 使用責任者を置き、必要に応じて整理員を置くこと。
- 許可なく特別な設備を設置しないこと。
- 収容人員を越えて入場させないこと。

2 毀損等の届出

施設等を毀損し、又は滅失した場合は、速やかに届け出て下さい。

3 損害賠償の責任

使用者は、自らの責任となる理由によって使用の許可を取り消され、又は使用を停止されたために損害を被ることがあっても、当館にその損害賠償を請求することができません。

また、当館に責任のない理由によって公演・催物等が中止又は開催できなくなった場合も同様とします。

4 施設内禁止事項

次の事項は、施設内で禁止されています。職員の指示に従わない場合、利用許可の取り消しや、利用許可の条件を変更する場合があります。ご不明な点は、職員までお問い合わせ下さい。

- 許可なく施設等にポスター、看板、旗、懸垂幕その他、これらに類するものを掲示し、若しくは貼り付け、文字等を書き、又はくぎ類を打つこと。
- 許可なく危険物若しくは不潔な物品又は動物(盲導犬を除く)を持ち込むこと。
- 劇場、リハーサル室、アリーナ（フロア部分）、軽運動室兼研修室内における飲食。
→リハーサル室、アリーナ、軽運動室は床養生をした場合のみ認められます。
- 館内での喫煙。
- 許可なく寄付金の募集や物品の販売をすること。
- 騒音、怒号等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- 許可を受けていない施設・備品の無断使用。

- その他、施設の指定する事項。

施設内備品

当施設では、次の備品が無料でご利用できます。

ご利用を希望される場合は、事前にお申し出下さい。

ただし、備品の数に限りがありますので、他の利用者との重複等により、ご希望通り利用できない場合がありますのでご了承下さい。

<貸出可能備品>

机	脚折りたたみ机 (和室)	60cm×180cm	60台
	脚折りたたみ机 (文化情報センター)	60cm×180cm	20台
	脚折りたたみ机 (劇場・楽屋専用)	60cm×180cm	20台
	脚折りたたみ机	45cm×180cm	150台
	会議用机 (幕板付)	60cm×180cm	40台
	座卓 (テーブル)	和室用 (45cm×180cm)	12台
椅子	会議室用椅子	木目	120脚
	スタッキングチェア	青色	240脚
	スタッキングチェア	黒色	1,360脚
掲示板	掲示板・大	B2サイズ	5台
	掲示板・中	A3横サイズ	5台
	掲示板・小	B5縦サイズ	8台
パネル	展示パネル (120cm幅)	高210cm (付属ワイヤー有)	40枚
	展示パネル (90cm幅)	高210cm (付属ワイヤー有)	40枚
その他	姿見		5台
	案内板3種 (W580、450、250) ×H900	大W580 (8) ・中W450 (5) ・W小250 (5)	18台
	パーティションスタンド	ホワイト用	40本
	パーティションスタンド	展示用(付属ロープ9本)	10本
その他 (ケイタリング用品) 湯飲み茶碗、茶たく、茶こし、急須、やかん、盆、おしぼり受け、水差し、栓抜き 湯沸保温ポット、IHクッキングヒーター、アイロン、掃除機、扇風機			

◎ポスター・案内板等の掲示の際は、場所・貼付方法について、職員の指示を受けて下さい。

ロビー、施設内の壁面への掲示物の貼付に、セロテープの使用はできません。

<貸出不可備品> …… 以下は利用者にてご持参下さい

- (1) マジック、セロテープ、画鋲類、おしぼり、ふきん、お茶、スリッパ等
- (2) マスキングテープ (養生テープ) …… 事務所でも販売しております

<問い合わせ先>



ルネッサなごと

ルネッサながと 施設概要

名 称	山口県民芸術文化ホールながと・ながと総合体育館
所在地	山口県長門市仙崎10818番地1
建築主	山口県、長門市
開 館	平成12年(2000年)3月4日
敷地面積	36,339㎡
建築面積	9,818㎡
延床面積	12,556㎡
構 造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造および鉄骨造
建物規模	地下1階、地下3階
駐 車 場	400台

■山口県民芸術文化ホールながと（文化ホール）... 山口県立施設

1 劇場

(1) 客席

1階席 平常時	576席 (花道使用時:522席、文楽廻し使用時:564席)
栈敷席	42席 (6席×7室)
親子席	5席
車椅子席	5席
2階席	184席
合 計 (平常時)	812席 (固定席) 【最大885人を収容可能】

(2) 舞台

- ・プロセニウム 間口18.18m (10間)、高さ7.27m (24尺)
- ・舞台 巾4.9m、奥行1.8m、すのこ高さ2.0m

(3) 舞台機構

- ・大迫り、小迫り×2、舟底迫り、すっぽん迫り、花道
- ・廻り舞台 (8間、φ14.544mm)、奈落、可動プロセニウム等

(4) 吊物機構

- ・電動式吊物 16台
- ・手動式吊物 39台

(5) 残響時間 1.0秒

(6) 舞台音響及び舞台照明

- ・ボーダーライト、サスペンションライト、固定放送設備、移動型操作設備他

(7) 映写室 35mm映写機2機 (常設)、ドルビーサラウンドシステム

(8) その他の施設、設備及び器具類

- ・施設 音響調整室、調光室、投光室、
道具搬入口 (舞台上手、11tウィングタイプトラック横付け可能)
- ・設備・器具類 松羽目、竹羽目、揚幕、定式幕、東西幕、大臣囲い、文楽廻し他

2 楽屋等

- ・楽屋（小） 2室（4人収容／洗面、浴室、冷蔵庫、モニターテレビ）
- ・楽屋（中） 2室（12人収容／洗面、トイレ、シャワー、冷蔵庫、モニターテレビ）
- ・楽屋（大） 2室（25人収容／洗面、トイレ、シャワー、冷蔵庫、モニターテレビ）
- ・その他 楽屋事務室、主催者控室、楽屋トイレ、浴室2室、洗濯室、貴重品ロッカー等

3 リハーサル室

- ・16m×14m（舞台のアクティビティエリアを確保）

4 文化情報ギャラリー

- ・展示スペース（9m×30m）
- ・収蔵庫、倉庫、荷捌室、専用搬入口

5 会議室

- ・大会議室 80人収容（8m×12m）
- ・中会議室 50人収容（7.5m×9m）
- ・小会議室 和室3室（10畳×2室、6畳×1室、水屋）

■ながと総合体育館（アリーナ）... 長門市立施設

1 アリーナ

- ・45m×34m
バレーボール3面、バスケットボール2面、バドミントン10面、卓球15面、テニス2面、柔道・剣道等に対応
【上記競技（公式試合）に対応可能な設備及び器具類及び電光得点表示盤等を完備】
- ・客席数 804席（固定席）【椅子仮設により、最大3,229人を収容可能】
- ・電動式吊物用バトン4台、仮設ステージ（12.2m×7.32m）
- ・残響時間 2.0秒
- ・選手控室2室、放送室、幼児室

2 軽運動室兼研修室

- ・22m×13.5m

3 トレーニング室

- ・23.5m×7.5m
- ・ウェイトトレーニング器機、フィットネス器機、リハビリ器機等 20種31台

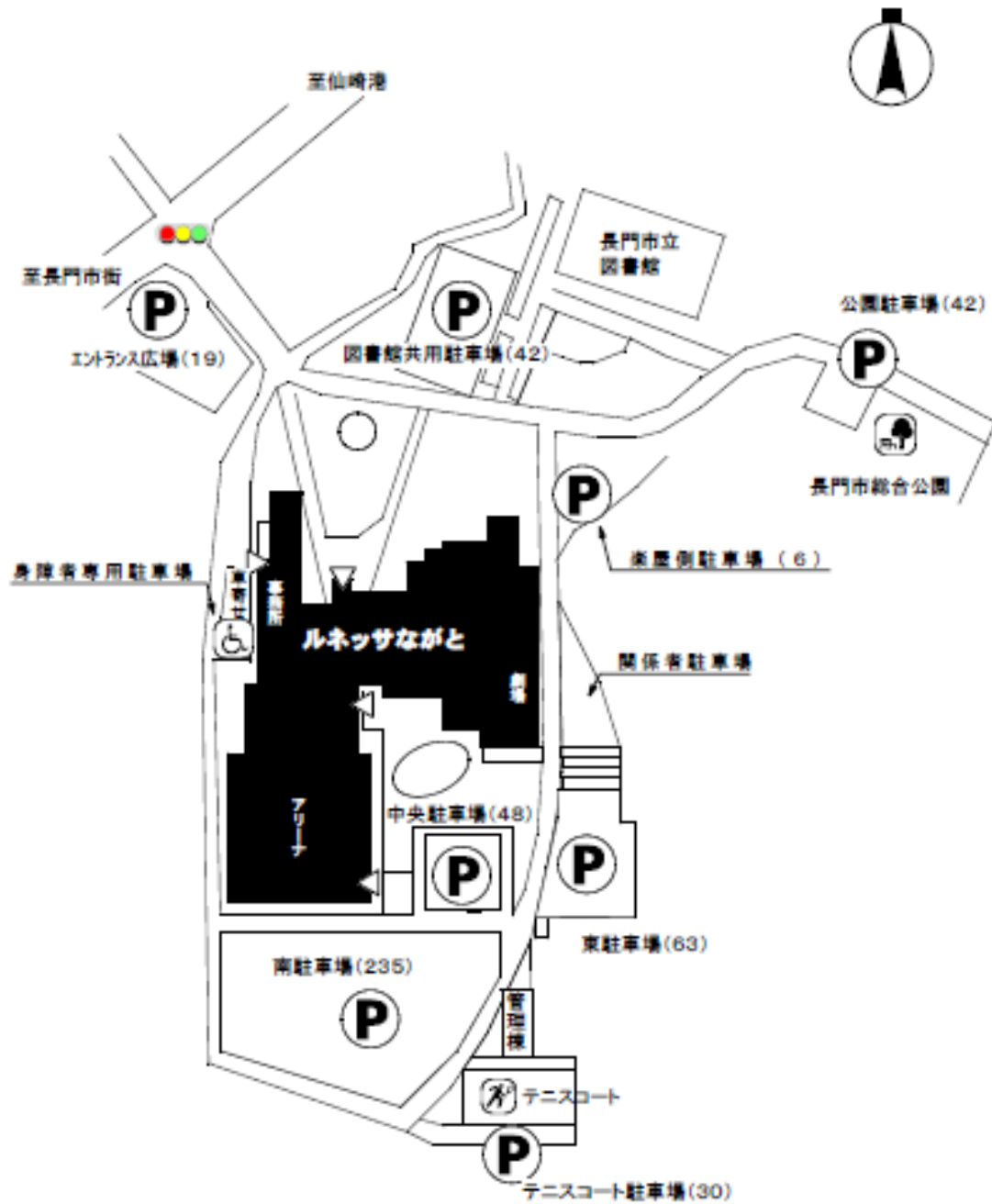
4 更衣シャワー室

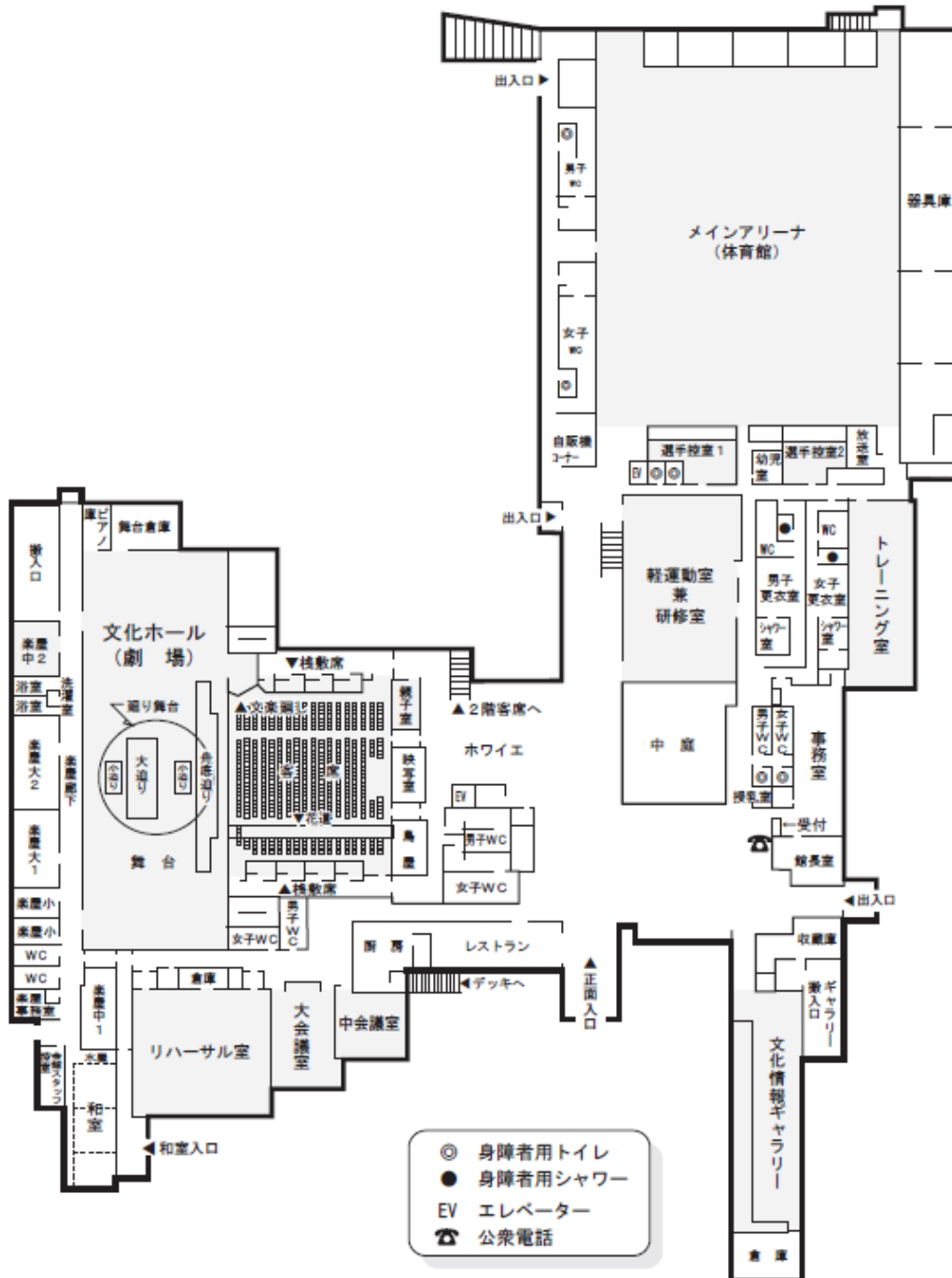
- ・男女各1室（シャワー男女各4ブース、コインロッカー計140人分）

■その他

和紙人形展示コーナー、授乳室、自動販売機コーナー、公衆電話、コインロッカー
レストラン（レストランテ・アンジェラ 営業時間：11時30分～14時）

ルネッサながと 周辺駐車場





1階平面図

(2) 維持管理業務一覽

施設・設備の維持管理業務一覧

業 務 名	業 務 の 概 要
特定機械設備保守業務	空調設備、衛生設備、消防設備、電気工作物等の保守点検
特定電気設備保守業務	発電機設備、受変電設備、避雷針設備、非常直流電源設備、非常放送設備、映写設備、自動ドア設備等の保守点検
電話設備保守業務	電話設備の維持管理
昇降機設備保守点検業務	昇降機設備の保守点検
建物保全警備管理業務	自動警報装置による建物機械の保全警備
建物清掃業務	清掃要員配置による日常清掃業務、屋外清掃業務
ホール設備保守業務	カウンターウエイト、小迫り、船底迫り、花道迫り、すっぽん迫り、廻り盆、舞台照明、音響設備等の保守点検
樹木管理業務	芝生維持管理、樹木管理
その他の業務	トレーニング機器保守点検業務 建築基準法第12条に基づく定期報告 その他、施設の維持管理に必要な業務

(3) 現行の利用料金

山口県民芸術文化ホールなかと 利用料金表（10月1日以降）

（単位：円）

施設名		休日等区分	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~22:00	午前~午後 9:00~17:00	午後~夜間 13:00~22:00	全日 9:00~22:00	延長料 1時間
劇場	入場料 徴収しないか 1,000円未満	平日	18,850	28,280	37,700	47,130	65,980	84,830	9,420
		土・日・祝	22,620	33,930	45,240	56,550	79,170	101,790	11,300
	1,000円以上 2,000円未満 (文化活動以外)	平日	32,040	48,070	64,090	80,110	112,160	144,200	16,010
		土・日・祝	38,440	57,680	76,900	96,120	134,580	173,020	19,210
	2,000円以上 3,000円未満	平日	37,700	56,560	75,400	94,260	131,960	169,660	18,840
		土・日・祝	45,240	67,870	90,480	113,110	158,350	203,590	22,600
3,000円以上	平日	47,120	70,700	94,250	117,820	164,950	212,070	23,550	
	土・日・祝	56,540	84,840	113,100	141,380	197,940	254,480	28,260	
楽屋	大楽屋	区分なし	730	930	1,150	1,660	2,080	2,810	270
	中楽屋		510	620	830	1,130	1,450	1,960	200
	小楽屋		200	200	300	400	500	700	70
	楽屋事務室		200	200	300	400	500	700	70
	主催者控室		100	100	100	200	200	300	20
リハーサル室	平日	3,550	4,700	5,960	8,250	10,660	14,210	1,480	
	土・日・祝	4,260	5,640	7,150	9,900	12,790	17,050	1,770	
文化情報ギャラリー	平日	4,280	5,750	7,220	10,030	12,970	17,250	1,790	
	土・日・祝	5,130	6,900	8,660	12,030	15,560	20,690	2,140	
大会議室	平日	1,350	1,770	2,300	3,120	4,070	5,420	570	
	土・日・祝	1,620	2,120	2,760	3,740	4,880	6,500	680	
中会議室	平日	930	1,250	1,560	2,180	2,810	3,740	380	
	土・日・祝	1,110	1,500	1,870	2,610	3,370	4,480	450	
小会議室（和室）	平日	300	410	510	710	920	1,220	120	
	土・日・祝	360	490	610	850	1,100	1,460	140	

営利等に使用する場合

（単位：円）

施設名		休日等区分	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~22:00	午前~午後 9:00~17:00	午後~夜間 13:00~22:00	全日 9:00~22:00	延長料 1時間
劇場	平日	47,120	70,700	94,250	117,820	164,950	212,070	23,550	
	土・日・祝	56,540	84,840	113,100	141,380	197,940	254,480	28,260	
楽屋	大楽屋	区分なし	730	930	1,150	1,660	2,080	2,810	270
	中楽屋		510	620	830	1,130	1,450	1,960	200
	小楽屋		200	200	300	400	500	700	70
	楽屋事務室		200	200	300	400	500	700	70
	主催者控室		100	100	100	200	200	300	20
リハーサル室	平日	8,870	11,750	14,900	20,620	26,650	35,520	3,700	
	土・日・祝	10,640	14,100	17,880	24,740	31,980	42,620	4,440	
文化情報ギャラリー	平日	10,700	14,370	18,050	25,070	32,420	43,120	4,470	
	土・日・祝	12,840	17,240	21,660	30,080	38,900	51,740	5,360	
大会議室	平日	3,370	4,420	5,750	7,790	10,170	13,540	1,420	
	土・日・祝	4,040	5,300	6,900	9,340	12,200	16,240	1,700	
中会議室	平日	2,320	3,120	3,900	5,440	7,020	9,340	950	
	土・日・祝	2,780	3,740	4,680	6,520	8,420	11,200	1,140	
小会議室（和室）	平日	750	1,020	1,270	1,770	2,290	3,040	300	
	土・日・祝	900	1,220	1,520	2,120	2,740	3,640	360	

※上記利用料金は消費税相当額を含みます。

※割引又は割増等に伴い、利用料金に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額をご請求させていただきます。

山口県民芸術文化ホールながと 設備及び器具利用料金表（10月1日以降）

（単位：円）

種別	設備及び器具名	数量	利用料金	種別	設備及び器具名	数量	利用料金	
舞台設備	廻り盆	1式	6,800	舞台照明器具	ポーターライト	5列	1,250	
	大迫り	1式	2,080		サスペンションライト	5列	3,660	
	小迫り	2式	410		フットライト	8本	50	
	船底迫り	1式	2,200		花道フットライト	8本	50	
	花道	1式	1,880		ローアホリゾンライト	8本	200	
	すっぽん	1式	510		鳥屋ロライト	1式	100	
舞台器具	舞台用所作台(開帳場、化粧框共)	1式	6,480		プロセミアムポーターライト	1式	510	
	花道用所作台(すっぽん用共)	1式	1,880		中アッパーホリゾンライト	1列	1,670	
	平台(開き足、箱足共)	70枚	50		大アッパーホリゾンライト	1列	1,670	
	松羽目	1式	410		トーメンタルライト	1対	300	
	竹羽目	1式	730		フロントサイドライト	1対	2,400	
	揚幕(鳥屋、大臣囲い、文楽)	4枚	50		天井花道ライト	1式	300	
	紗幕(グレー)	1枚	510		天井ライト	1式	100	
	暗転幕	1枚	200		シーリングライト	1式	1,670	
	定式幕	1枚	410		バルコニーライト	1式	410	
	東西幕	1組	100		センターピンスポットライト	3台	1,150	
	ショーゼット アーチ	1式	1,030		センターカッターピンスポット	4台	300	
	ショーゼット 袖	5枚	200		スポットライト各種(1kw)	40台	50	
	金屏風	2双	300		スポットライト各種(500w)	30台	50	
	緋毛せん(大・中・小)	20枚	50		LEDライト	8台	50	
	フェルト毛せん(紺)	4枚	50		効果機	6台	250	
	長布団(大・中)	12枚	50		ストロボキャノン	4台	50	
	上敷(大・中・小)	14枚	50		波マシン	4台	50	
	スタイロ畳	16枚	50		ミラーボール(大・中)	2台	50	
	地絨(グレー×3枚・黒×2枚)	5枚	100		スタンド	34本	50	
	高座用座布団	2枚	50		移動タワー	1台	200	
	大臣囲い(前虹梁、後虹梁共)	1式	7,630	調光卓	1式	3,760		
	文楽舞台(文楽廻し他)	1式	5,130	ワイヤレス装置	1式	2,820		
	竹本出語り用床	1式	1,350	舞台音響(音響器具)	音響卓(劇場内)	1式	3,870	
	スクリーン	1枚	1,560		ソース用機器(セット、CD、MD他)	6台	100	
	演台(花台共)	1式	730		移動型操作設備(舞台袖)	1式	410	
	司会者台	1台	200		移動型音響設備(スピーカー、アンプ)	1式	2,400	
	式典用机	6台	50		インカム(ヘッドセット、ベルトバック)	13組	100	
	式典用椅子	40脚	50		エアーモニターマイク	2本	200	
	吊り看板	4枚	50		ラインマイク(スタンド付)	42本	2,200	
	プログラムスタンド	2台	50		MC用マイク(司会、カゲ)	2式	1,250	
	指揮者台	1台	50		ワイヤレスマイク(スタンド付)	11本	1,250	
	譜面台	45台	20		モニタースピーカー	8台	50	
	指揮者用譜面台	1台	50	映像設備・器具	ビデオプロジェクター	1台	730	
	グランドピアノ(ヤマハCF-ⅢS)	1台	5,430		ビデオビューアー	1台	100	
姿見	2台	50	S-VHS VTR(ビデオデッキ)		1台	50		
リノリウム	1式	5,500	移動用スクリーン(150、200)		2台	200		
リノテープ	1式	5,500	ドレゼジカカメラ35mm映写設備		1式	16,020		
ドライアイスマシン	1台	200	スライドプロジェクター		1台	50		
スモークマシン	1台	100	その他	グランドピアノ(カワイRX-A)	1台	1,560		
仮設反響板	14台	200		会議室用移動放送設備(マイク、スピーカー、アンプ)	1式	930		
※利用料金は、午前(9:00~12:00)、午後(13:00~17:00)、夜間(18:00~22:00)の各時間帯における利用をそれぞれ1回として計算します。 ※上記利用料金には消費税を含みます。児童、生徒若しくは学生が劇場の設備器具を使用する場合は、基準額の半額の利用料金となります。					会議室用演台(花台共)	1台	100	
						会議室用司会者台	1台	50
						ビデオ内蔵テレビ	1台	50
					持込器具電気料(1時間1kwにつき)		40	

ながと総合体育館 利用料金表（10月1日以降）

(単位：円)

利用区分	時間帯		施設名	入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合		
				アマチュアスポーツ及び文化行事	アマチュアスポーツ及び文化行事以外で営利又は宣伝を目的としない場合	営利又は宣伝を目的とする場合	アマチュアスポーツ及び文化行事	アマチュアスポーツ及び文化行事以外で営利又は宣伝を目的としない場合	営利又は宣伝を目的とする場合
専用使用	午前	9時～12時	アリーナ	3,960	15,840	31,680	7,920	31,680	63,360
			軽運動室	820	3,300	6,600	1,650	6,600	13,200
	午後	13時～17時	アリーナ	5,280	21,120	42,240	10,560	42,240	84,480
			軽運動室	1,100	4,400	8,800	2,200	8,800	17,600
	夜間	18時～22時	アリーナ	5,280	21,120	42,240	10,560	42,240	84,480
			軽運動室	1,100	4,400	8,800	2,200	8,800	17,600
	2時間	13時～15時 15時～17時 18時～20時 20時～22時	アリーナ	3,160	12,670	25,340	6,330	25,340	50,680
			軽運動室	660	2,640	5,280	1,320	5,280	10,560
	延長	1時間	アリーナ	1,320	5,280	10,560	2,640	10,560	21,120
			軽運動室	270	1,100	2,200	550	2,200	4,400
1/2使用	午前	9時～12時	アリーナ	1,980	7,920	15,840	3,960	15,840	31,680
	午後	13時～17時		2,640	10,560	21,120	5,280	21,120	42,240
	夜間	18時～22時		2,640	10,560	21,120	5,280	21,120	42,240
	2時間	13時～15時 15時～17時 18時～20時 20時～22時		1,580	6,330	12,670	3,160	12,670	25,340
	延長	1時間		660	2,640	5,280	1,320	5,280	10,560
1/3使用	午前	9時～12時	アリーナ	1,320	5,280	10,560	2,640	10,560	21,120
	午後	13時～17時		1,760	7,040	14,080	3,520	14,080	28,160
	夜間	18時～22時		1,760	7,040	14,080	3,520	14,080	28,160
	2時間	13時～15時 15時～17時 18時～20時 20時～22時		1,050	4,220	8,440	2,110	8,440	16,890
	延長	1時間		440	1,760	3,520	880	3,520	7,040
1/5使用	午前	9時～12時	アリーナ	790	3,160	6,330	1,580	6,330	12,670
	午後	13時～17時		1,050	4,220	8,440	2,110	8,440	16,890
	夜間	18時～22時		1,050	4,220	8,440	2,110	8,440	16,890
	2時間	13時～15時 15時～17時 18時～20時 20時～22時		630	2,530	5,060	1,260	5,060	10,130
	延長	1時間		260	1,050	2,110	520	2,110	4,220

※1/3、1/5を複数使用する場合の利用料金は、利用数を乗じた金額となります。
2/2、3/3、5/5を利用の場合は、専用使用の利用料金となります。

附属施設及び設備	選手控室(1、2)	110円/1時間/1室
	放送室(アリーナ)	50円/1時間
	トレーニング室	220円(学生は110円)/1人1回
	シャワー室	110円(学生は50円)/1人1回
	更衣室内コインロッカー	100円/1ヶ所(利用後返却)
	冷暖房設備(アリーナ)	11,000円/1時間
	// (軽運動室)	2,200円/1時間
その他(電気料金)	既設の電気設備以外に電源を必要とする場合は、電気料金に相当する額を使用料に加算する。	

※上記利用料金は消費税相当額を含みます。割引又は割増等に伴い、利用料金に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額をご請求させていただきます。

(4) リスク分担表

リスク分担表

項 目	内 容	損失の負担	
		縣市	指定 管理者
物価の変動	管理運営費に係る物価水準の上昇		○
金利の変動	金利の変動に伴う資金調達コストの増加等		○
税制の改正	① 施設の設置や管理運営の根幹に影響が及ぶもの	○	
	② 施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
関連法令の改正	① 施設の設置基準・管理基準に関するもの	○	
	② 施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
施設利用度の低下	施設の利用度が当初の予想を下回ったことによる利用料金収入の減少（管理運営の中断による場合を除く。）		○
施設・設備の損傷 損失には、修繕工 事期間中のサービ ス提供に必要な施 設の仮設経費等を 含む。	①不可抗力（山口県、長門市、指定管理者のいずれの責めにも帰しがない暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象）によるもの	○	△ (軽微)
	②管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③日常的（小規模）修繕で修復できるもの（①及び②の場合を除く。）		○
	④大規模修繕（1件当りの所要額が100万円以上のもの）又は改修を要するもの（①及び②の場合を除く。）	○	
備品の損傷	① 県・市貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの	○	
	② 県・市貸与備品に係る管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③ 管理運営経費の中で指定管理者が取得した備品にかかるもの（所有は指定管理者に帰属）		○
支払いの遅延	① 県又は市から指定管理者への指定管理料の支払い遅延による新たな資金調達の発生	○	
	② 指定管理者から業務委託先等の業者への経費の支払い遅延による延滞金、違約金等の発生		○
周辺地域・住民及 び施設利用者へ の対応	① 周辺地域との協調に関するもの		○
	② 施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要望、苦情、反対、訴訟への対応に関するもの		○
	③ その他	○	
指定管理者が行 う自主事業との 関係	① 指定管理者が付带的に行う自主事業に起因して施設の管理運営に生ずる損失		○
	② 施設（設備）の損傷、管理運営に係る事故等により指定管理者が付带的に行う自主事業に生じる損失		○
個人情報漏洩	① 県又は市の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの	○	
	② 指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの		○

項目	内 容	損失の負担	
		縣市	指定 管理者
管理運営に係る事故 損失には、事故の発生に伴う施設又は管理運営の改善に要する経費等を含む。	① 施設の設置の瑕疵から生ずるもの	○	
	② 施設の管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③ 管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずるもの		○
	④ その他	○	
第三者への賠償 指定管理者による損失の負担は、国家賠償法の規定に基づき、県又は市が賠償を行い、指定管理者に対して求償権を行使する場合を含む。	① 施設の設置の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	② 施設の管理の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	③ 管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずる損害に対するもの		○
	④ 県又は市が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	⑤ 指定管理者が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	⑥ その他	○	
保 険 へ の 加 入	① 施設の設置に関するもの（火災共済保険）	○	
	② 施設の管理に関するもの（施設賠償責任保険等）		○
	③ 管理運営業務に関するもの（利用者に係る保険等）		○
業務内容の変更	① 県又は市の事情によるもの	○	
	② 指定管理者の事情によるもの		○
管理運営の中断	① 不可抗力によるもの	○	
	② サービスの提供に不可欠な人材、原材料等の入手が困難となったことによるもの		○
	③ 関係法令の変更によるもの		原因となった各項目に係るリスク分担の区分による。
	④ 施設・設備の損傷によるもの		
	⑤ 管理運営に係る事故によるもの		
業務の終了又は廃止	業務の終了又は廃止に伴う指定管理者の撤収等の経費		○
そ の 他	① 県又は市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	② 指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○

(注) 県又は市が損失負担の責めを負う場合の取扱い

◇ ルネッサながとは、県有施設である「文化ホール」、市有施設である「アリーナ」、及び県と市の共有施設で構成され、それぞれの施設の所有者が損失を負担することを基本とし、概ね次の負担区分による。

区分	施設・設備に関わる損失	管理運営に関わる損失（施設・設備以外）
文化ホール	県が負担	原則として市が負担
共有施設	県と市が負担割合に応じ負担	
アリーナ	市が負担	市が負担

(5) 個人情報取扱特記事項

指定管理者個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定に係る公の施設の管理の業務(以下「管理業務」という。)の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定管理者の指定が取り消された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、管理業務を行うために個人情報を収集するときは、管理業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、管理業務に関して知り得た個人情報を公の施設の管理の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、管理業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、管理業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、管理業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定管理者の指定が取り消されたときは、甲の指示に従い、管理業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等を甲に返還し、又は新たに指定管理者となるものに引き継がなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。